社会福祉法第2条第3項第8号に規定する宿泊所事業を行う施設の設備及び 運営に係るガイドライン

千葉県健康福祉部

1 目的

生計困難者のために、無料又は低額な料金で宿泊所(社会福祉法第2条第3項第8号に規定する宿泊所)を利用させる事業を行う施設(以下「無料低額宿泊所」という。)に係るガイドラインを定め、当該事業の適正な運営を確保し、もって当該事業の利用者の利益の保護を図ることを目的とする。

2 届出事項等

事業の実施者は、社会福祉法第68条の2第1項による届出については、「住居の用に供するための施設を設置する第二種社会福祉事業開始届」[無料低額宿泊所](別紙様式1)に次の書類を添付すること。

- (1)事業の実施者が任意団体の場合は、定款、その他の基本約款に代えて、設立趣意書、 規約等当該団体の理念を示すものを添付すること。また、個人の場合は、事業実施の 理念、目的等を示すものを添付すること。
- (2) 無料低額宿泊事業者運営申告書(別紙様式2)(以下「申告書」という。)

事業の開始に当たって、自立支援策、利用者の転居予定先等を記載して、県及び市町村に提出すること。申告書の提出を受けた市町村は、「無料低額宿泊事業に関する意見書」(別紙様式3)を県に提出すること。

また、事業開始以後であっても、県は、事業における自立支援の確保のために必要があると認めたときは、事業者に対し、申告書の県及び市町村への提出を求めることができる。

(3) 地域住民の理解を得るために行った措置の内容(方法、実施年月日、相手方、結果等)を記載した書面

3 設備及び運営基準

- (1) 開設に当たっては、当該市町村における生計困難者数の実情を考慮した規模とすること。
- (2) 入居募集に当たっては、提供する福祉サービス(宿泊所を利用させること)の内容 について、十分に情報提供すること。(社会福祉法第75条関係)
- (3)貸借対照表及び損益計算書など収支の状況を毎会計年度終了後3月以内に県へ提出すること。
- (4) 県は事業者に対し、利用者ごとの自立支援等指導連絡簿を備えさせ、提出を求めることができる。

4 その他

- (1) 利用者を施設のある市町村外から連れてこないこと。やむを得ず市町村外から連れてくるときは、関係福祉事務所(町村にあっては、町村の福祉部局を含む。)と協議すること。
- (2) 施設を開設しようとするときは、県に対し事前相談を行うこと。
- (3) 施設開設前に、施設の所在地の市町村と利用の方法等について協議すること。また、施設設置について近隣住民の理解を得るように努めること。

(4) 社会福祉法第70条の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をしたとき、検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき又は不当に営利を図り、 又は利用者の処遇において不当な行為をしたときは、社会福祉事業の経営の制限又は 停止を命じられる場合があること。(社会福祉法第72条第1項関係)

また、届出が行われていない無料低額宿泊所についても、不当に営利を図り、又は利用者の処遇につき不当な行為をしたときは、社会福祉事業の経営の制限又は停止を命じられる場合があること。(社会福祉法第72条第3項関係)

また、次に掲げる場合には、不当な営利を図り、又は不当な行為をし、適正な運営ができなくなったものとして、社会福祉事業の経営の制限又は停止を命じられる場合があること。

- ① 居室の利用及びそれ以外のサービスの利用を強要し、又はあいまいな名目による 不適切な金銭の支払いを求めているとき
- ② 居室の利用以外のサービスに係る費用の契約を締結しないことにより退去を求めているとき
- ③ その他利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるときなお、当該命令に違反して宿泊所を経営し続けた場合には、刑事罰として6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられるものであること。(社会福祉法第131条関係)
- (5) 利用者で組織される自治会等が利用者から費用を徴収し、施設内で利用者に食事等の提供を行っている場合は、その自治会等に収支報告書等の提出を求め、収支状況を 把握するよう努めること。
- (6) 生活保護の対象となる利用者及び申請手続中の利用者の処遇について、福祉事務所 の指示があるときは、これに従うこと。

附則 このガイドラインは、平成15年10月1日から適用する。

附則 このガイドラインは、平成17年4月1日から適用する。

附則 このガイドラインは、平成27年12月1日から適用する。

附則 このガイドラインは、令和2年4月1日から適用する。なお、令和2年3月31日 までに、改正前の社会福祉法第69条第1項の規定による届出がなされている無料低 額宿泊所については、2は適用しない。

附則 このガイドラインは、令和3年5月7日から適用する。